

令和6年6月
大東市議会
定例月議会議案
条例新旧対照表

も く じ

・議案第 5 4 号	大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例-----	1
・議案第 5 5 号	大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例-----	3
・議案第 5 6 号	大東市附属機関条例-----	7

議案第54号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

新

第1条 ～ 第22条 (略)

(揭示等)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第24条 ～ 第52条 (略)

(電磁的記録等)

第53条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 ～ 6 (略)

主要改正点

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧

第1条 ～ 第22条 (略)

(揭示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

第24条 ～ 第52条 (略)

(電磁的記録等)

第53条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 ～ 6 (略)

議案第55号

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

新
第1条 ～ 第29条 (略)
(職員)
第30条 (略)
2 (略)
(1) ～ (2) (略)
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>15人</u> につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u> につき1人
3 (略)
第31条 (略)
(職員)
第32条 (略)
2 (略)
(1) ～ (2) (略)
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>15人</u> につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u> につき1人
3 (略)
第33条 ～ 第44条 (略)
(職員)
第45条 (略)
2 (略)

主要改正点

- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧
第1条 ～ 第29条 (略)
(職員)
第30条 (略)
2 (略)
(1) ～ (2) (略)
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>20人</u> につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u> につき1人
3 (略)
第31条 (略)
(職員)
第32条 (略)
2 (略)
(1) ～ (2) (略)
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>20人</u> につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u> につき1人
3 (略)
第33条 ～ 第44条 (略)
(職員)
第45条 (略)
2 (略)

新

(1) ～ (2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

第46条 ～ 第47条 (略)

(職員)

第48条 (略)

2 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

第49条 ～ 第50条 (略)

旧

(1) ～ (2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

第46条 ～ 第47条 (略)

(職員)

第48条 (略)

2 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

第49条 ～ 第50条 (略)

議案第56号

大東市附属機関条例 新旧対照表

新			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長			
	大東市地域密着型サービス等の運営に関する委員会	地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスを行う事業者の指定、指定基準、介護報酬の設定等についての審議並びに <u>介護予防支援を行う事業者の指定についての審議</u> に関する事務	8人以内

主要改正点

- ・大東市地域密着型サービス等の運営に関する委員会の担任する事務を追加したこと。

旧			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長			
	大東市地域密着型サービス等の運営に関する委員会	地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスを行う事業者の指定、指定基準、介護報酬の設定等についての審議に関する事務	8人以内

印刷物番号

6 - 1 3
